

産業都市委員会
平成29年12月5日

墨田区特定法定外公共物等管理条例（案）概要

1 目的

この条例は、区内に存する法定外公共物のうち特に指定するもの等（以下「特定法定外公共物等」という。）の適正な管理を図り、もって公共の福祉の増進に寄与するため、特定法定外公共物等の管理又は利用に関し必要な事項を定める。

2 区長の責務等

- (1) 特定法定外公共物等について、常に良好な状態に維持し、適正な利用が図られるように努めるとともに、台帳を整備し、保管する。
- (2) 特定法定外公共物等について、区域を定めて管理するものとし、また必要と認めるものについて、路線を指定することができる。
- (3) 区域の決定や変更、路線の指定や変更等をしたときは、告示するものとする。

3 禁止行為、制限等

- (1) 特定法定外公共物等を構成する土地及び工作物等については、所有権又は抵当権以外の私権を行使することはできない。
- (2) 特定法定外公共物等を損傷する等の行為を禁止するとともに、破損等の理由により通行等に危険があると認めるとき等は、利用を禁止し、又は制限することができる。

4 占用

特定法定外公共物等に工作物等を設け、継続して使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その許可を受けなければならない。

5 区長以外の者の工事及び原因者工事

- (1) 区長以外の者が、特定法定外公共物等に関する工事等を行おうとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。
- (2) 区長以外の者が行った工事等又は行為により必要を生じた特定法定外公共物等の補修工事等について、原因者に施行させることができる。

6 監督処分等

- (1) 条例又はこれに基づく処分に違反している、公益上の必要があるとき等は、許可若しくは承認の取消し、工事若しくは行為の中止又は工作物等の改築、除却、原状回復等を命ずることができる。
- (2) 特定法定外公共物等に関する調査、測量、工事等のためやむを得ない必要があるときは、職員を特定法定外公共物等に隣接又は近接する他人の土地に立ち入らせることができる。

7 用途廃止

現況が機能を喪失した場合等は、当該特定法定外公共物等としての用途を廃止する。

8 過料

禁止行為等に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

9 施行期日

公布の日

10 その他

本条例の制定に伴い、付則で「墨田区公共溝渠管理条例」を廃止するとともに、改正前の墨田区有通路条例及び廃止前の墨田区公共溝渠管理条例の規定による許可等について所要の経過措置を設けるほか、「墨田区私道整備助成条例」の一部を改正する。